

都市計画税の使途状況について

町税は、その使途が特定されない「普通税」と使途の特定されている「目的税」の2種類に区分されます。
津幡町で課税している目的税は「都市計画税」で、法律によりその使途は公園や下水道整備などの都市計画事業又は土地区画整理事業と定められています。

令和3年度における都市計画税収入額(減収補填分含む) 1億7,854万円の使途状況は下記のとおりです。

単位：万円

	事業費	事業費の財源内訳			
		国庫支出金	地方債	都市計画税	その他
公共下水道整備事業	112,041	0	27,060	14,830	70,151
町債返済金(※)	10,459	0	0	3,024	7,435
計	122,500	0	27,060	17,854	77,586

※過去の都市計画事業又は土地区画整理事業のために借り入れた町債の返済金